

**今後の懇話会において
説明等を求める事項として挙げられた
構成員からご意見**

介護支援課

今後の懇話会で県に説明を求めたいこと

分類	構成員名	要旨
災害・感染症対策	塩ノ崎	•熊本の地震での高齢者施設の対応の実際が分かれば、今後の参考としたい。 •地震に対するBCP・感染症に対するBCP等の現状と今後について。また、この際にICT（オンライン診療を含む）の活用を今後どうするのか。

令和8年熊本地震における高齢者施設の状況

高齢者関係施設の被害状況

(厚生労働省情報 8/31時点)

	被災施設数		被災状況別内訳							
			建物被害		停電		断水		ガス停止	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県	997	952	872	867	66	1	379	241	166	102
福岡県	3	3	3	3	0	0	0	0	1	1
長崎県	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0

社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣状況

(厚生労働省情報 8/31時点)

日時	対応等
7/28	発災
8/5	厚生労働省から各都道府県に対し、被災地の社会福祉施設等への介護職員等の派遣に係る協力を依頼
8/12	被災した社会福祉施設等に対し、県内施設からの介護職員等の派遣に加え、他の都道府県の施設等からの派遣を開始
8/31	熊本県内の25施設から職員派遣の要望があり、25施設と調整済み

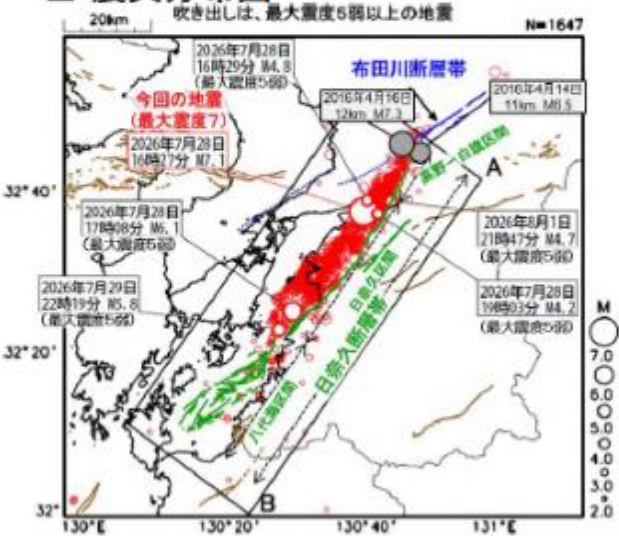
令和8年熊本地震について (令和8年8月21日12時00分時点)



- 2026年(令和8年)7月28日16時27分頃に熊本県熊本地方の深さ16kmでマグニチュード7.1(暫定値)の地震が発生し、熊本県宇城市(うきし)及び氷川町(ひかわちょう)で震度7を観測。また、熊本県熊本地方で長周期地震動階級4を観測。
- 地震の発生数は増減を繰り返しながら大局的には緩やかに減少している。ただし、揺れの強かった地域では、8月18日から1~2か月程度、最大震度5弱程度以上の地震に注意が必要。
- 今回の地震活動域は広範囲に広がっており、地震の規模や震源との位置関係によってはM7.1の地震による揺れよりも強く揺れる場合がある。また、海底で規模の大きな地震が発生した場合、津波に注意が必要。
- 今回の地震発生以降、8月21日12時00分現在、この地震による地震活動域で、震度1以上を観測した地震が693回発生(震度7: 1回、震度5弱: 5回、震度4: 23回、震度3: 69回、震度2: 168回、震度1: 427回)。8月20日12時以降の直近24時間では、震度1以上を観測した地震が5回発生。

※気象庁は、この地震及びそれ以降に発生した一連の地震活動の名称を「令和8年熊本地震」と定めた。

■ 震央分布図



(2026年7月28日16時~8月21日08時、深さ0~20km、M2.0以上)

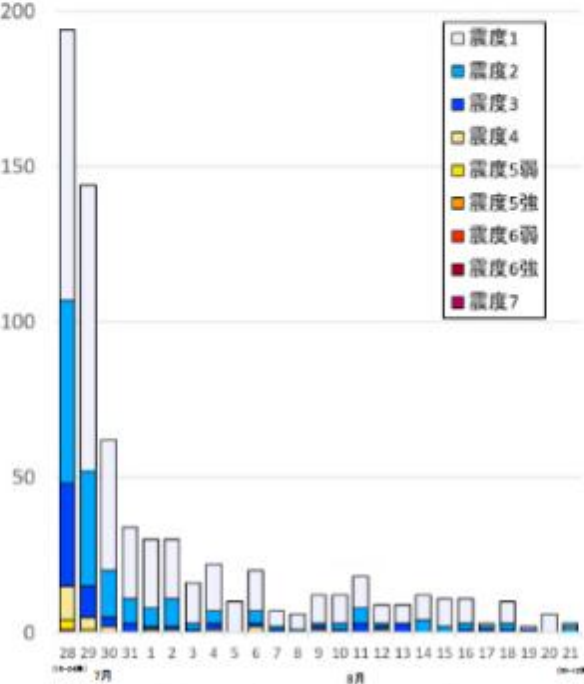
■ 震度1以上の地震回数

(2026年8月21日12時00分現在)

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
回数	427	168	69	23	5	0	0	0	1	693

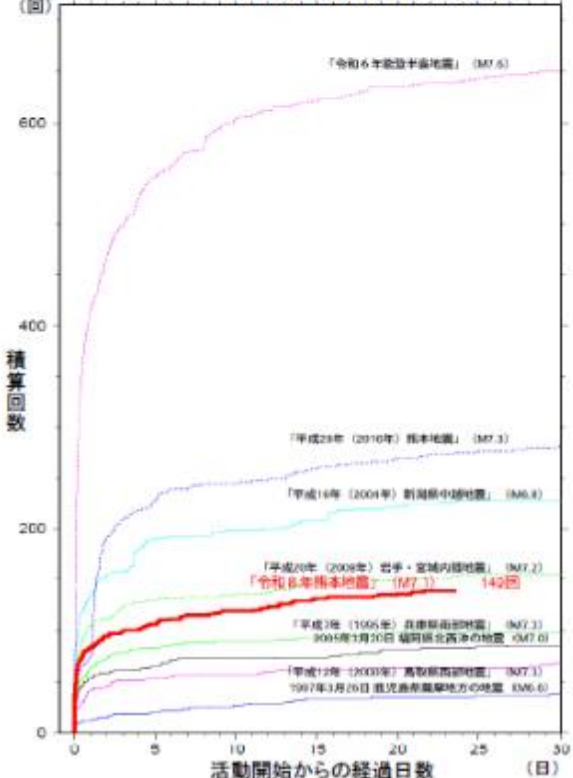
※掲載している地震回数は速報値であり、後日の調査で変更になることがあります。

■ 震度1以上の地震回数グラフ

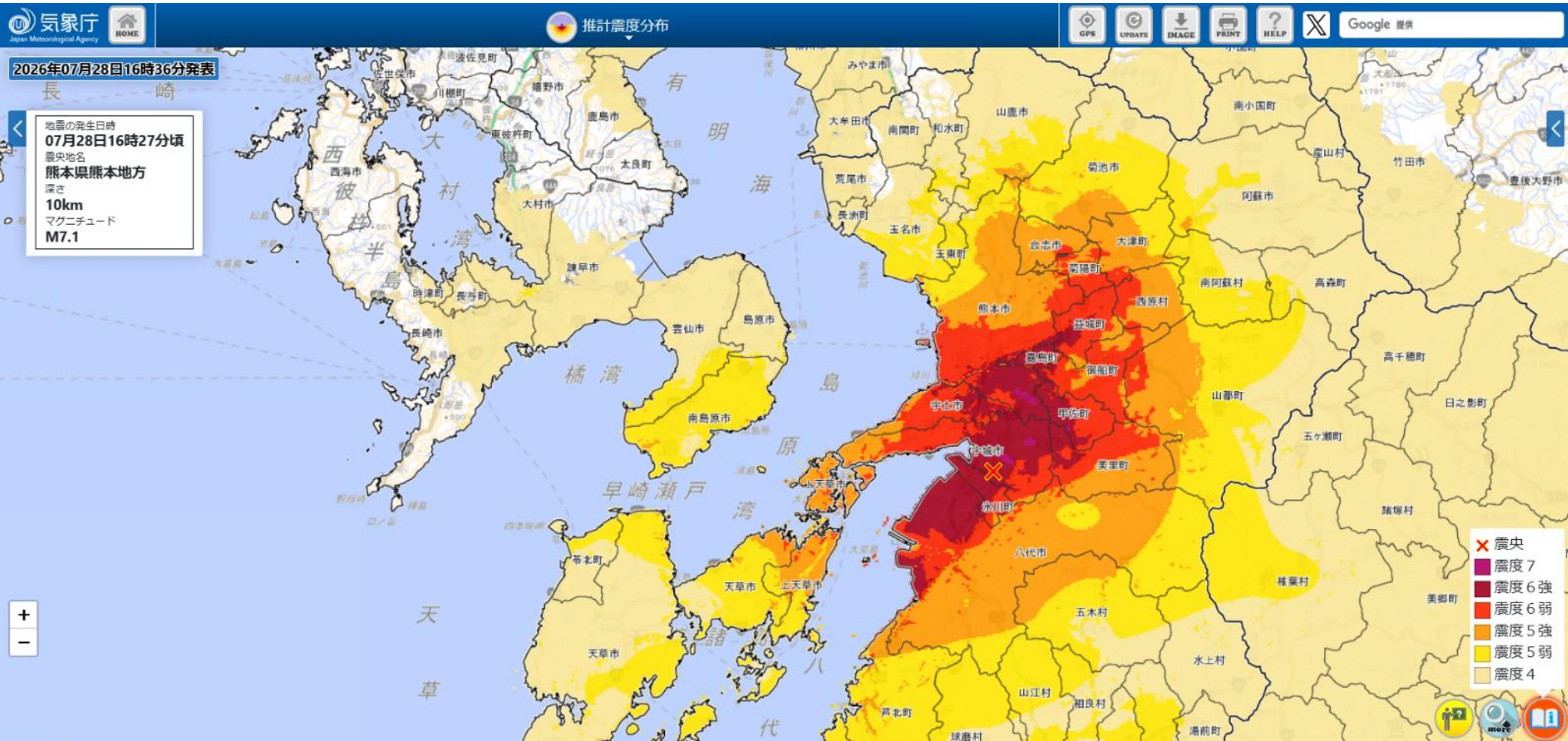


■ 主な地震活動との回数比較

(マグニチュード3.5以上) 8月21日 08時現在



(参考: いずれも気象庁ホームページから)



気象庁 震度データベース検索

地震の発生日時	震央地名	緯度	経度	深さ	M	最大震度
2026/07/28 16:27:15.2	熊本県熊本地方	32°37.5'N	130°40.7'E	16 km	7.1	震度 7
都道府県	震度	観測点名				
熊本県	震度 7	宇城市豊野町* 氷川町島地*				
熊本県	震度 6 強	八代市千丁町* 八代市鏡町* 宇土市浦田町* 嘉島町上島* 益城町宮園* 熊本美里町馬場* 宇城市松橋町 宇城市不知火町* 宇城市小川町* 氷川町宮原* 熊本南区城南町*				
熊本県	震度 6 弱	八代市平山新町 八代市新地町* 大津町大津* 西原村小森* 御船町御船* 熊本美里町永富* 合志市竹迫* 芦北町芦北 芦北町田浦町* 上天草市大矢野町 上天草市松島町* 上天草市姫戸町*				

介護施設・事業所における業務継続に向けた取組の強化

- 令和3年度介護報酬改定において、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、BCP（業務継続計画）の策定、研修・訓練（シミュレーション）の実施等を義務づけ（3年間の経過措置期間を経て令和6年4月から義務化）。
- 令和6年度介護報酬改定ではBCP策定の徹底を求める観点から、未策定の場合の減算を導入（一部サービスを除く）。
- 国においては、ガイドラインの作成やBCP策定・災害発生時の対応等に関する研修の支援を通じて事業者を支援。

（参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、自然災害や感染症が発生した場合であっても、安定的・継続的に必要なサービスが提供されることが重要。
- 必要なサービスを安定的・継続的に提供するとともに、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（Business Continuity Plan）の策定が重要であり、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続計画ガイドライン等を作成（R2.12公表、R6.3改訂）。令和8年度中に所要の改訂を実施予定。

介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン

✦ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✦ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（〔タイトルなし〕自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

✦ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✦ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生時に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等



1.（5）④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<改定前>
なし



<改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

その他のサービス

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

業務継続計画未策定減算の算定状況（サービス別）

サービス	請求 事業所数	減算算定 事業所数	減算算定 事業所割合
訪問介護	35,382	0	0.00%
訪問入浴介護	1,532	0	0.00%
訪問看護	17,466	0	0.00%
訪問リハビリテーション	5,770	0	0.00%
通所介護	24,316	23	0.09%
通所リハビリテーション	7,651	49	0.64%
短期入所生活介護	10,633	0	0.00%
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	3,439	0	0.00%
短期入所療養介護（病院・診療所）	62	1	1.61%
短期入所療養介護（介護医療院）	98	0	0.00%
特定施設入居者生活介護	6,074	4	0.07%
福祉用具貸与	6,976	0	0.00%
居宅介護支援	35,629	0	0.00%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,448	0	0.00%
夜間対応型訪問介護	184	0	0.00%
地域密着型通所介護	17,888	57	0.32%
認知症対応型通所介護	2,647	1	0.04%
小規模多機能型居宅介護	5,253	6	0.11%
認知症対応型共同生活介護	14,169	9	0.06%
地域密着型特定施設入居者生活介護	369	0	0.00%
地域密着型介護老人福祉施設	2,570	0	0.00%
看護小規模多機能型居宅介護	1,153	1	0.09%

【出典】介護保険総合データベースの任意集計（令和7年11月サービス提供分）

サービス	請求 事業所数	減算算定 事業所数	減算算定 事業所割合
介護老人福祉施設	8,570	0	0.00%
介護老人保健施設	4,102	1	0.02%
介護医療院	932	2	0.21%
介護予防訪問入浴介護	222	0	0.00%
介護予防訪問看護	13,815	0	0.00%
介護予防訪問リハビリテーション	4,214	0	0.00%
介護予防通所リハビリテーション	7,478	53	0.71%
介護予防短期入所生活介護	4,181	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	569	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（病院・診療所）	7	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	9	0	0.00%
介護予防特定施設入居者生活介護	4,701	3	0.06%
介護予防福祉用具貸与	6,466	0	0.00%
介護予防支援	7,663	0	0.00%
介護予防認知症対応型通所介護	407	0	0.00%
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,708	4	0.11%
介護予防認知症対応型共同生活介護	963	1	0.10%
サービス全体計	268,716	215	0.08%

< 居宅療養管理指導の業務継続計画（BCP）の策定状況（事業所調査） >

自然災害BCP	感染症BCP	n=81
82.7%	85.2%	

【出典】令和7年度老人保健健康増進等事業「BCP及び非常災害対策計画における実効性の確保と地域住民との連携促進に関する調査研究事業」報告書（一般財団法人日本総合研究所）

災害時等における業務継続の取組の強化等の現状と課題

現状と課題

- 介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、災害や感染症が発生した場合であっても、利用者に対し必要なサービスが安定的・継続的に提供可能な体制を確保するため、これまで、介護報酬や運営基準等による対応のほか、予算事業による対応等を組み合わせ、ソフト・ハードの両面で総合的に取組を進めてきたところ。
- 他方、近年の災害の激甚化・頻発化に加え、南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模災害が予見される中、介護施設等は、地域における介護サービスの提供のみならず、災害時における要介護高齢者等の避難の受入や福祉的支援の提供を担っており、地域の高齢者等の生命・安全を守る観点からも、今後、その機能を一層向上していくことが重要である。
- 災害時等の業務継続計画（BCP）については、令和3年度改定において、3年間の経過措置期間を経て、策定の義務化を行うとともに、令和6年度改定において、BCP策定の徹底を図る観点から、業務継続計画未策定減算を導入したところ。令和7年度時点で、ほぼすべての介護事業所等においてBCPが策定されており、居宅療養管理指導についても回答事業所数に留意が必要ではあるものの、策定率は8割を超えている。
- 一方で、BCPの実効性を高めるためには、行政や他の介護施設等との平時からの連携が重要と考えられるが、近隣の法人や所属団体を通じた協力関係の計画など連携体制の構築は、施設系サービスでも約6割が不十分・できていないという状況にあり、また、市区町村においても介護事業所等に対して、業務継続を可能とする備えに関する助言等を約6割が行っていない状況にあり、平時における行政や近隣の法人等の連携体制の整備が課題となっている。
- また、災害発生時には、介護施設等は、災害時情報共有システムにおいて、施設等の被害状況を入力し、国や自治体が把握することとしているが、災害時情報共有システムを知らない施設等が2割あり、運用に関する取組を行っていない施設等も3割あるなど、十分な活用が進んでおらず、介護施設等と行政との連携による発災後のタイムリーな情報共有が課題となっている。
- 災害や感染症発生時以外の国際情勢の急激な変化等による物資の供給が不安定となった場合等においても、BCPにおいて感染症対策物資等の備蓄品の整理をしておくことは、サービス提供体制の確保に有効であり、こうした点も踏まえた検討が必要である。

災害時等における業務継続の取組の強化等の現状と課題

論点

- 介護事業所等において、災害や感染症が発生した場合であっても利用者に必要な業務継続を図り、想定される災害リスク等に対して、実効性のある対応や機能向上を図っていくための方策、特に災害対策基本法等の改正などを踏まえた災害発生時に備えた平時からの行政や他の介護施設等との連携による体制整備を促進するための方策についてどのように考えるか。
- 災害発生時において、介護施設等の被災状況を速やかかつ適確に把握し、行政における必要な支援を検討・実施するために、介護施設等と行政とのタイムリーな情報共有の方策についてどのように考えるか。
- 業務継続計画の策定等の措置について、現在の取組状況や社会福祉施設等における災害発生時の様々な応急対策活動の拠点としての機能が求められていること等を踏まえ、報酬上の措置のあり方や経過措置が設けられているサービスの取扱いについてどう考えるか。